

I T ビジネスプラザ武蔵サロンスペース使用要項

(平成28年12月20日決裁)

改正 平成29年1月4日決裁

改正 平成29年4月28日決裁

改正 平成30年2月22日決裁

1. 目的

当サロンスペース（以下「サロン」という。）は、起業家やI T、デザイン分野等の人材育成及び支援機能を担うI T ビジネスプラザ武蔵において、新たな価値を生み出し、新産業の創出を図るため、創造性あふれる人材が集まる場として設置するものです。（ミーティングや簡易な作業を本来の使用目的としており、イベント・セミナーの開催がサロンの主たる使用目的ではありません。）

2. 使用方法について

(1) 通常使用

通常使用とは、簡易な作業やミーティング、情報収集等を指し、個人や少人数のグループでご使用いただけます。事前に席を予約することはできません。

(2) 通常以外の使用

通常以外の使用とは、以下の①～③全てに当てはまる場合であり、サロンの使用を予約することができます。

- ① 本館の目的である「情報通信、映像、デザインその他のものづくりに関する人材育成」又は「独創的なアイデア若しくは独自の技術を基にして創造的な事業を新たに行う創業者支援」のいずれかに関する公開（広く一般に開催を告知し、一般の参加が可能であること）のイベント又はセミナーであること（一般的な会議やセミナーでは使用できません）
- ② 非営利の目的で開催する、参加費を徴収しない公益性の高いイベント又はセミナーであること（「参加費を徴収しない」とは、営利目的による参加費等の徴収をしないことであり、テキスト代、イベント保険などイベント又はセミナーの実施に必要な経費の実費相当分の徴収についてはこの限りではありません）
- ③ サロン全体を専有しないこと（他の使用者に配慮して使用すること）

3. サロンの使用申込について

- (1) 通常以外の使用を希望する場合、当館へ「ITビジネスプラザ武蔵サロンスペース使用申込書（別記様式）」を提出してください。受付期間は、原則として使用日の2箇月前の月の1日から開催日の3週間前までとします。（例：9月15日にイベント又はセミナーでの使用を希望する場合、受付期間は7月1日から8月25日までとなります。）
- (2) 使用申込の内容を確認し、内容が2. (2)の条件を満たさないと判断された場合は使用できません。
- (3) (1)の申込の際に、情報通信を利用し、サロンの使用を申し込むことができます。

4. 使用時間

午前10時から午後10時まで、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

ただし、当館の自主事業等により、使用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

5. 付帯設備

ミーティングテーブル、椅子、ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターは無料で使用することができます。

6. 使用にあたって

(1) インターネット環境

無線LANを利用することができます。パスワードは事務室にご確認ください。

(2) 喫煙

サロンは禁煙です。喫煙をされる場合は、4階屋外の喫煙所をご利用ください。

(3) 飲食

飲食は可能ですが、ごみの始末は使用者自身で行ってください。

(4) 駐車場

専用の駐車場はありません。周辺の有料駐車場をご利用ください。

(5) 施設見学等

施設見学等は月曜日から金曜日の午前10時から午後7時をお願いします。

7. 使用上の注意事項

- (1) 使用中にサロンで発生した事故の責任は、すべて使用者が負うこととします。
- (2) 使用者が連続使用する場合に残置する物品・使用機材等については、当館は保管しません。
- (3) 使用に際して、施設等を棄損・汚損・滅失したときは、直ちに当館事務室にその旨を届け出てその指示に従うとともに、使用者の責任において原状回復をするか、その損害を賠償していただきます。
- (4) 使用中に生じた使用者の所有物の盗難・棄損及び使用者が第三者の所有物を汚損・棄損した場合、その原因に関わらず、当館では一切、賠償の責任を負いません。
- (5) 使用に際して、ミーティング内容等の秘密保持については保障しません。
- (6) 次に該当する場合は、サロンの使用の停止その他必要な措置をとることができるものとします。
 - ① 建物、設備等を損傷する恐れがあるとき
 - ② 長時間の使用により、他の使用の妨げになるとき
 - ③ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるとき
 - ④ 施設条例又は規則の規定に違反したとき
 - ⑤ 使用申込書の記載事項に偽りがあったとき
 - ⑥ 公序良俗を乱す恐れがあるとき
 - ⑦ その他館長が施設使用を不適當であると認めるとき

8. 使用上の留意点

- (1) 他人に危害を及ぼす又は迷惑となる物品を持ち込まないでください。
- (2) 風紀を乱す又はその恐れがある人を会場内に入れしないでください。
- (3) 騒音を発したり、暴力を用いたりするなど他人及び周辺住民に対し迷惑行為をしないでください。
- (4) 施設内に犬その他の動物類を持ち込まないでください。
- (5) 施設内の壁・ガラスなどにポスターや貼り紙などを掲示しないでください。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないでください。

様式

年 月 日

あて先) I T ビジネスプラザ武蔵館長

〒

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

連絡責任者

電話番号

I T ビジネスプラザ武蔵サロンスペース使用申込書

I T ビジネスプラザ武蔵の施設（設備）を使用したいので申込みます。

催事名	
使用目的	
使用予定人数	
使用設備	
使用日時	平成 年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
備考	

*裏面の「使用申込にかかるチェックリスト」もご記入ください。

*チラシ、計画書等、催事の概要がわかるものを添付してください。

■お問合せ・お申込 TEL 076-224-6340 FAX 076-224-8

788

(裏)

使用申込にかかるチェックリスト

今回の申込について、該当するものに印をつけてください。すべて当てはまる場合、申込を受付けます。

- 本館の目的である「情報通信、映像、デザインその他のものづくりに関する人材育成」又は「独創的なアイデア又は独自の技術を基にして創造的な事業を新たに行う創業者支援」のいずれかに関する公開（広く一般に開催を告知し、一般の参加が可能であること）のイベント又はセミナーであること（一般的な会議やセミナーでは使用できません）
- 非営利の目的で開催する、参加費を徴収しない公益性の高いイベント又はセミナーであること
- サロン全体を専有しないこと（他の利用者に配慮して使用すること）

上記項目について、間違いありません。

なお、使用時に、上記項目との相違があった場合、または上記以外であっても、市の条例・規則に違反した場合、風紀または秩序を乱すなど公益を害するおそれがある場合、管理上特に必要があると認められる場合などに、使用の取り消しが行われることを同意します。

年 月 日

法人又は団体の名称

記入者の職氏名

附 則（平成29年1月4日決裁）

この要項は、平成29年2月1日から適用する。

附 則（平成29年4月28日決裁）

この要項は、平成29年5月1日から適用する。

附 則（平成30年2月22日決裁）

この要項は、平成30年3月1日から適用する。